Ⅰ 策定の背景

- ○温暖化に伴う病害虫の発生増加や化学農薬の過度の使用に伴う抵抗性病害虫の発生等、農作物への損害のリスクが高まっている。
- ○化学農薬による防除措置だけでなく、病害虫が発生しにくい環境整備を行い、気象や農作物の生育状況に応じて必要な措置を講じる「総合防除」を、広く農業者に普及・推進する必要がある。
- 〇このような状況を踏まえ、植物防疫法の一部を改正(R5.4.1施行)し、発生が特に問題となる「指定有害動植物*」に対する「総合防除」を推進するため、「総合防除基本指針(令和4年11 月15日農林水産省告示第1862号)」を策定。
- ○県では、法第22条の3第1項に基づき、「総合防除計画」を策定し、その推進を図る。
 - ※指定有害動植物・・・農林水産大臣が指定する病害虫(157種)で、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するもの

2 佐賀県病害虫総合防除計画の概要

- ○現行の県指針「病害虫防除のてびき」を基本として
- 「総合防除基本指針」に基づき、下記の4項目を追加して策定
 - ①総合防除の実施に関する基本的な事項
 - ②病害虫防除に係る指導体制並びに市町及び農業に関する団体との連携に関する事項
 - ③異常発生時防除*の内容、実施体制及び農業者が遵守すべき事項(遵守事項*)
 - ④病害虫の総合防除に関する事項
- ※異常発生時防除・・・国は、指定病害虫が異常な水準で発生したと判断した場合、県にその防除に関する措置を行うよう指示することができる。県は、国から異常発生時防除の指示を受けたときは、その防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定めなければならない(植物防疫法第24条 第1項、第2項)
- ※遵守事項・・・異常発生時防除の際に、地域のすべての農業者が必ず取り組むべき事項

3 異常発生時防除において遵守事項を定める病害虫

(水稲)トビイロウンカ

(水稲)いもち病

(タマネギ)べと病

- ※県の指導及び助言を経ても、遵守事項に即した防除が 行われず、農作物に深刻な被害を及ぼすおそれがある 場合、県は勧告・命令を行うことができる
- ※それでもなお、防除が行われない場合は、法第44条に 基づき過料に処すことと定められている。

4 その他

○計画の改訂

- ・掲載する防除薬剤については年度ごとに更新を行う
- ・病害虫の発生状況の変化等により見直しが必要な場合は随時改訂を行う